

「徳島県文化財保護審議会」の委員募集について

徳島県では、文化財保護法第190条の規定に基づき設置された「徳島県文化財保護審議会」を設置しております。このたび、本県の文化財の総合的な活用に関して県民の皆様の幅広い御意見を反映させるため、審議会の委員として御協力いただける方を募集します。

1 募集人数

1名程度

2 任期

令和8年11月1日から令和10年10月31日まで

3 応募資格

徳島県内に居住する満18歳（令和8年4月1日現在）以上の方で、「徳島県文化財保護審議会」（年3回程度）に出席できる方。

ただし、次に掲げる者を除きます。

- (1) 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- (2) 常勤の国家公務員及び地方公務員

4 応募方法

次の(1)、(2)を応募先に郵送、持参又は電子メールのいずれかの方法により応募してください。なお、ご提出いただいた応募書類は返却いたしません。

(1) 応募用紙

氏名、住所、職業、生年月日、年齢、性別、連絡先（電話番号、電子メールアドレスなど）、応募の動機、主な経歴等をすべて記載していること。

(2) 小論文（800字程度、様式自由）

テーマ「文化財を次世代に継承するために大切なこと」

5 募集期間

令和8年9月17日（木）から令和8年10月9日（金）まで
（郵送は当日必着、持参又は電子メールは午後6時まで）

6 選考方法

書類選考により委員を決定します。

なお、選考結果は直接応募者本人にお知らせします。

7 その他

(1) 応募者の個人情報は、公募委員選考以外の目的では使用しません。

(2) 会議に出席いただいた場合は、徳島県の規定に基づき、謝金と交通費をお支払いします。

8 提出先・問い合わせ先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県観光スポーツ文化部

文化振興課 文化資源活用室 文化財担当（徳島県庁2階）

電話：088-621-3163

メールアドレス：bunkashinkouka@pref.tokushima.lg.jp